

# 安全データシート



ニッケル粉末200シリーズ

## 項目 1: 物質/製剤および会社/企業の特典

### 1.1 製品識別子

化学品の名称 : ニッケル粉末200シリーズ  
 索引番号 : 028-002-01-4  
 EC番号 : 231-111-4  
 REACH登録番号

登録番号	法人
01-2119438727-29-0000; 01-2119438727-29-0007	HHコンプライアンスは唯一の代表者として行動し、電子メールCテレット: info@h2compliance.com

CAS登録番号 : 7440-02-0  
 製品コード : 情報なし。  
 製品説明 : 情報なし。  
 製品タイプ : 固体  
 化学物質を特定する他の方法 : T-255  
 化学式 : Ni

### 1.2 推奨用途及び使用上の制限

推奨用途
製剤または再梱包;ステンレス、特殊鋼、特殊合金の製造におけるニッケル金属の使用
製剤または再梱包;統合された鋼と鉄の製造におけるニッケル金属の使用
製剤または再梱包;電気アーク炉炭素鋼製造におけるニッケル金属の使用
製剤または再梱包;ろう付け合金の製造におけるニッケル金属の使用
製剤または再梱包;銀ニッケル接触材料の製造のためのニッケル金属の使用
製剤または再梱包;微粒化による鋼およびその他の合金粉末の製造のためのニッケル金属およびニッケル含有合金の使用
配合または再梱包;ニッケル粉末の小規模銀コーティング
工業用地での使用;積層造形(3Dプリント)におけるニッケル金属含有粉末の使用
工業用地での使用;ニッケル含有ステンレス、特殊鋼、特殊合金の使用
工業用地での使用;ニッケル含有一体型鋼鉄の使用
工業用地での使用;ニッケル含有炭素鋼の使用
工業用地での使用;粉末冶金におけるニッケル粉末またはニッケル合金粉末の使用
工業用地での使用;産業環境でのニッケル含有ろう付け合金の使用
専門労働者による広範な使用;専門家による溶接/ろう付けのためのニッケル含有消耗品の使用
工業用地での使用;銀ニッケル接触材料の使用
工業用地での使用;ニッケル含有鋼およびその他の合金粉末の使用
工業用地での使用;産業環境でのサンドブラストのためのニッケル含有合金の使用
製剤または再梱包;表面処理製品の配合および再包装におけるニッケル金属の使用
工業用地での使用;金属表面処理におけるニッケル金属の使用(ニッケル電気めっきおよびニッケル電鍍技術)
工業用地での使用;スパッタ成膜技術におけるニッケル金属の使用
工業用地での使用;蒸着法による薄膜堆積におけるニッケル金属の使用
工業用地での使用;溶射用ニッケル金属の使用
製剤または再梱包;バイオガス生産のための微量栄養素添加剤の配合におけるニッケル金属粉末の使用
工業用地での使用;バイオガス製造におけるニッケル金属由来微量栄養素粉末の使用
専門労働者による広範な使用;バイオガス生産における堆肥化可能な袋へのニッケル金属由来微量栄養素の使用
工業用地での使用;予め還元されたニッケル含有触媒の使用
工業用地での使用;触媒または触媒前駆体製造における他の物質の製造のためのニッケル金属の中間使用
工業用地での使用;研磨工具の製造におけるニッケル金属の使用
工業用地での使用;ニッケル電極を用いた電池の製造
工業用地での使用;ニッケル含有電子機器の製造におけるニッケル金属の使用
工業用地での使用;ニッケル含有無機顔料製造のためのニッケル金属の中間使用
工業用地での使用;磁石の製造におけるニッケル金属粉末の使用
工業用地での使用;ニッケル塩製造のためのニッケル金属の中間使用
工業用地での使用;ニッケル含有焼き付き防止潤滑剤の使用
耐用年数(工業用地の労働者);産業環境におけるニッケル合金およびニッケル被覆金属物体(機械加工および取り扱い)の耐用年数
耐用年数(専門労働者);専門的な設定でのニッケル合金およびニッケル被覆金属物体(機械加工および取り扱い)の耐用年数
耐用年数(工業用地の労働者);産業環境におけるニッケル含有電子部品および電池の耐用年数
耐用年数(専門労働者);専門的な設定でのニッケル含有電子部品およびバッテリーの耐用年数
耐用年数(工業用地の労働者);産業環境でのニッケルを含む研磨工具の耐用年数
耐用年数(専門労働者);プロフェッショナルな環境でのニッケルを含む研磨工具の耐用年数
消費者向け;消費者による溶接/ろう付けのためのニッケル含有合金の使用

ニッケル粉末200シリーズ

## 項目 1: 物質/製剤および会社/企業の特定

使用上の制限	理由
外科用インプラント用のニッケル含有高硫黄ステンレス鋼の使用(AISIグレード303またはISO 7153-1リファレンスグレードNI) タトゥーインクまたはアートメイク製品でのニッケルおよびニッケル化合物の使用。 食品への放出がニッケルの0.14mg/kgを超えるニッケル含有食品接触物質の使用	

## 1.3 安全データシートの供給業者の詳細

ベールカナダリミテッド、200ベイストリート、ロイヤルバンクプラザ、スイート1500、サウスタワー、私書箱70、トロント、オンタリオ州、カナダ、M5J 2K2、電子メール:msds@vale.com

本SDS担当者の電子メールアドレス : msds@vale.com  
レス

## 国内連絡先

## 製造業者

ベールカナダリミテッド、オンタリオオペレーションズ、サドベリー、オンタリオ州、カナダP0M 1N0、電子メール:msds@vale.com

ベールヨーロッパリミテッド、クライダック製油所、クライダック、スウォンジー、英国、SA6 5QR、電子メール:msds@vale.com

## 分布

ベールカナダリミテッド、200ベイストリート、ロイヤルバンクプラザ、スイート1500、サウスタワー、私書箱70、トロント、オンタリオ州、カナダ、M5J 2K2、電子メール:msds@vale.com

Vale Americas Inc., 140 E. Ridgewood Avenue, Suite 415, South Tower, Paramus, NJ 07652, U.S.A, EMAIL: msds@vale.com

ヴェールインターナショナルSA、ルートデパラテックス29、1162サンプレックス、スイス、電子メール:msds@vale.com

ベール卑金属アジア太平洋PTE. 限定、ワンテマセクアベニュー#18-01/02、ミレニアタワー、シンガポール、039192、電子メール:

msds@vale.com

Vale Holdings BV, Piet Heinkade 55, 1019GM, アムステルダム、オランダ、電話番号 31 20 308 5644 214, Eメール: msds@vale.com

ベールのREACHのみの代表者:H2コンプライアンス、ルビコンビル、CITキャンパス、T12Y275、ビショップスタウン、コーク、アイルランド共和国。ORマネージャー、電話番号:+353-21-486-81121、電子メール:info@h2compliance.com

## 1.4 緊急連絡電話番号

## 国内諮問機関/毒物センター

電話番号 : 割り当てられていないものはない。

## 供給者

電話番号 : 火災、流出、または化学緊急の場合は、CHEMTRECに電話してください:+1 703 527-3887。ヨーロッパへはケムトレックまでお電話ください: +(44) 870 8200418

運用時間 : 24時間 電話および/またはウェブサイト

情報使用上の制限 : 緊急時の重要情報

## 項目 2: 危険有害性の要約

## 2.1 物質または混合物の分類

製品定義 : 単成分物質

## 規則(EC)No. 1272/2008(CLP/GHS)に準拠した分類

Skin Sens. 1, H317

Carc. 2, H351

STOT RE 1, H372

Aquatic Chronic 3, H412

本製品は欧州修正規則(EC)1272/2008の危険有害性に分類される。

上記で表明されているHステートメントの全文に関してはセクション16を参照。

健康への影響と症状の詳細については、セクション11を参照。

## 2.2 ラベル要素

絵表示又はシンボル :



注意喚起語 : 危険

ニッケル粉末200シリーズ

## 項目2: 危険有害性の要約

- 危険有害性情報** : アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ  
 発がんのおそれの疑い  
 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害  
 長期継続的影響によって水生生物に有害
- 注意書き**
- 概要** : 注意深く読み、すべての指示に従ってください。子供の手の届かないところに置くこと。医学的な助言が必要なときには、製品容器やラベルをもっていくこと。
- 安全対策** : 使用前に取扱説明書を入手すること。保護手袋、保護服、目の保護、顔の保護、または聴覚保護を着用してください。環境への放出を避けること。粉じんを吸入しないこと。この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
- 応急措置** : 漏出物を回収すること。ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察又は手当てを受けること。汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。皮膚に付着した場合：多量の水で洗うこと。皮膚刺激又は発しん(疹)が生じた場合：医師の診察又は手当てを受けること。
- 保管** : 施錠して保管すること。
- 廃棄** : 内容物及び容器を市町村条例、都道府県条例、国内法令及び国際条約の規定に従って廃棄すること。
- 危険有害性成分** : nickel powder
- 補足的なラベル要素** : 該当しない
- 付属書XVII—特定危険物の製造、販売および使用に対する制限** : 該当しない
- 特別な包装要件**
- 子供が開けられない留め具を備えた容器** : はい、適応可能です。
- 触覚による危険性の警戒** : はい、適応可能です。

### 2.3 その他の危険有害性

Product meets the criteria for PBT or vPvB according to Regulation (EC) No. 1907/2006, Annex XIII	PBT	海洋汚染物質	B	T	vPvB	vP	vB
	非該当(無機物)	N/A	N/A	N/A	非該当(無機物)	N/A	N/A

その他の危険有害性 : 認知済みのものは無し。

## 項目3: 組成及び成分情報

3.1 化学物質 : 単成分物質

製品 / 成分の名称	識別子	含有量(%)	分類	特定の濃度 限度、MファクターとATE	種類
nickel powder	EC: 231-111-4 CAS: 7440-02-0 インデックス: 028-002-01-4	100	Skin Sens. 1, H317 Carc. 2, H351 STOT RE 1, H372 Aquatic Chronic 3, H412 上記で表明されているHステートメントの全文に関してはセクション16を参照。	-	[1]

供給者の現在有する知識範囲において、分類されて物質の分類に寄与しているために、このセクションで報告が義務づけられている追加成分は含まれておりません。

### 種類

[1] 構成成分

職業曝露限界値の設定がある場合は、第8章に記載。

## 項目4: 応急措置

### 4.1 応急処置の解説

- 眼に入った場合** : すぐに多量の水で、時々上下のまぶたを持ち上げながら眼をすすぐ。コンタクトレンズの有無を確認し、着用している場合にははずす。少なくとも10分間洗い流し続ける。医師の診断を受ける。
- 吸入した場合** : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。呼吸していない場合、呼吸が不規則な場合、あるいは呼吸停止が起きた場合には、適切な訓練を受けた者が人工呼吸あるいは酸素吸入を行う。救助者が口移し人工呼吸で蘇生術を行うと、救助者に危険がおよぶことがある。医師の診断を受ける。意識がない場合、昏睡位(うつ伏せで顔をやや横向き)にして直ちに医師の診断を受けさせる。気道を開いた状態に維持する。襟、ネクタイ、ベルト、ウエストバンド等の衣類の締め付けをゆるめる。
- 皮膚に付着した場合** : 多量の水と石鹸で洗うこと。汚染された衣服および靴を脱がせる。汚染された衣服を取り除く前に汚染された衣服を水で十分に洗うか、または手袋を着用する。少なくとも10分間洗い流し続ける。医師の診断を受ける。何らかの不快感や症状があるときはそれ以上の暴露を避ける。衣類は、再着用の前に洗濯する。靴は再使用前に十分に洗浄する。
- 飲み込んだ場合** : 水で口を洗浄する。入歯をしている場合ははずす。物質を飲み込んだ場合、被災者の意識があれば少量の水を飲ませる。嘔吐すると危険なことがあるので、もし被災者の気分が悪くなったらそれ以上水を飲ませてはならない。医師の指示がない限り、吐かせてはならない。もし嘔吐が起きた場合は嘔吐物が肺に入らないように頭を低い位置に保つ。医師の診断を受ける。意識がない場合、決して口からものを与えてはならない。意識がない場合、昏睡位(うつ伏せで顔をやや横向き)にして直ちに医師の診断を受けさせる。気道を開いた状態に維持する。襟、ネクタイ、ベルト、ウエストバンド等の衣類の締め付けをゆるめる。
- 応急処置をする者の保護** : 人的リスクを伴うような行動、または適切な訓練を受けていない行動は行ってはならない。救助者が口移し人工呼吸で蘇生術を行うと、救助者に危険がおよぶことがある。汚染された衣服を取り除く前に汚染された衣服を水で十分に洗うか、または手袋を着用する。

### 4.2 重大な症状と作用の大部分には、急性および遅延性の両方がある

#### 過剰にばく露した場合の徴候症状

- 眼に入った場合** : 特にデータは無い。
- 吸入した場合** : 特にデータは無い。
- 皮膚に付着した場合** : 有害症状には以下の症状が含まれる:  
刺激  
充血
- 飲み込んだ場合** : 特にデータは無い。

### 4.3 何らかの即時の手当および特別な治療が必要とされることの表示

- 医師に対する特別な注意事項** : 症状に対応した対処療法を行うこと。大量に摂取あるいは吸引した場合は、直ちに毒物治療の専門医に連絡する。
- 特定の治療法** : 特定の治療法はない。

## 項目5: 火災時の措置

### 5.1 消火剤

- 適切な消火剤** : 火災に応じた消火剤を使用する。
- 使ってはならない消火剤** : 認知済みのものは無し。

### 5.2 物質または混合物から生じる特別な危険有害性

- 物質または混合物に由来する危険有害性** : 本製品は水生生物に非常に強い毒性を有する。本製品は水生生物に対して有害であり、長期にわたり持続する影響を有する。本物質によって汚染された消火用水は封じ込める必要があり、水路、下水、または排水管に放出してはならない。
- 有害危険性燃焼生成物** : 分解生成物には以下の物質が含まれることがある:  
金属酸化物

### 5.3 消防士に対する助言

- 特有の消火方法** : 火災が発生したら、すみやかに火災現場から人員を退避させ現場を隔離する。人的リスクを伴うような行動、または適切な訓練を受けていない行動は行ってはならない。
- 消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置** : 消火を行う者は適切な保護器具と、陽圧モードで動作するフルフェイス部分を備えた自給式の呼吸器具を装着しなければならない。欧州規格EN 469に適合した消防士用衣類(ヘルメット、防護ブーツおよび手袋を含む)を着用することにより、化学的な事故に対する基本レベルの保護が提供される。

## 項目6: 漏出時の措置

### 6.1 人体に対する注意事項, 保護具及び緊急時措置

- 非緊急時対応要員について** : 人的リスクを伴うような行動、または適切な訓練を受けていない行動は行ってはならない。周辺地域の人々を避難させる。関係者以外ならびに保護用具を着用していない作業員の入室を禁じる。漏出した物質に触れたり、その上を歩いたりしてはならない。十分な換気を行う。換気が不十分な場合は適切な呼吸用保護具を着用する。適切な個人保護装置を着用する。
- 緊急時対応要員について** : 流出分の取り扱いに専用衣類が必要な場合には、適切および不適切な物質に関するセクション8に記載の情報に注意しなければならない。「緊急時要員以外の人員用」の情報も参照。

### 6.2 環境に対する注意事項

- : 漏出した物質や流去水の拡散、および土壌、水路、排水溝下水道との接触を回避する。製品が環境汚染(排水、水路、土壌または大気)を起したときは、関係する行政当局に報告する。水質汚染物質である。大量に放出されると環境に対して有害である可能性がある。漏出物を回収すること。

### 6.3 封じ込め及び浄化の方法及び機材

- 少量に流出した場合** : 漏出区域から容器を移動する。粉塵の発生を避けること。乾燥状態で掃かないこと。粉塵をHEPAフィルター付きの器具で吸い取り、ラベルが貼られた密栓付きの廃棄物用容器に入れること。漏洩物は指定された、ラベルの貼られた廃棄物用容器に入れること。許可を受けた廃棄物処理業者に依頼して処分する。
- 大量に流出した場合** : 漏出区域から容器を移動する。放出現場には風上から近づくこと。下水溝、水路、地下室または密閉された場所への侵入を防止する。粉塵の発生を避けること。乾燥状態で掃かないこと。粉塵をHEPAフィルター付きの器具で吸い取り、ラベルが貼られた密栓付きの廃棄物用容器に入れること。許可を受けた廃棄物処理業者に依頼して処分する。

### 6.4 他のセクションを参照

- : 緊急時連絡先についてはセクション1を参照。  
適切な個人保護装置に関する情報についてはセクション8を参照。  
廃棄物取り扱いの追加情報についてはセクション13を参照。

## 項目7: 取扱い及び保管上の注意

このセクションの情報には包括的な助言および指標が含まれる。暴露シナリオで提示されている、任意の利用可能な用途別情報に関しては、セクション1の特定ユーザのリストを参照しなければならない。

### 7.1 安全に取扱うための注意事項

- 安全取扱注意事項** : 適切な個人保護具を使用すること(セクション8を参照)。皮膚感作障害の病歴を持つ人を、本製剤が使用されるいかなる工程にも就業させてはならない。暴露を避けること—使用前に取扱説明書を入手すること。全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。眼、皮膚および衣類に触れないようにする。摂取してはならない。環境への放出を避けること。当物質の通常の取り扱い中に呼吸器官への有害危険性が存在する場合は、必ず適切な換気装置を使用するか、あるいは適切な呼吸用保護具を着用する。使用しないときは元の容器又は適合素材で作られた認可済みの代替容器に入れ、密閉して保存する。容器が空でも製品が残存し危険有害性があることがある。容器を再利用してはならない。
- 衛生対策** : 本物質の取扱い、保管、作業を行う場所での飲食および喫煙は厳禁。作業者は飲食、喫煙の前に手を洗うこと。飲食区域に入る前に汚染した衣類と保護具を脱ぐこと。同様にセクション8の衛生措置に関する追加情報も参照。

### 7.2 あらゆる配合禁忌を含む、安全な保管条件

現地の法規制に従って保管する。元の容器に入れ、換気の良い乾燥した冷所で直射日光を避け、混合禁止物質(セクション10を参照)および飲食物から離して保管する。施錠して保管すること。使用直前まで、容器は固く閉め封印して保管する。いったん開けた容器は入念に再密閉し、漏出を防ぐため直立させて保管する。ラベルのない容器に保管してはならない。環境汚染を避けるために適切な容器を使用する。非相溶性材料については取扱いまたは使用の前にセクション10を参照のこと。

#### セブソ指令—報告義務閾値

##### 危険性基準

カテゴリー	届け出義務およびMAPP閾値	安全性報告義務閾値
E1	100 tonne	200 tonne

### 7.3 特定最終用途

- 勧告事項** : 情報なし。
- 産業部門別の解決策** : 情報なし。

## 項目8: ばく露防止及び保護措置

このセクションの情報には包括的な助言および指標が含まれる。情報はその製品の想定される代表的な用途に基づいて提供されている。バルクを取り扱う場合、あるいは作業者暴露または環境放出が著しく増大する用途の場合には、更に対策が必要となる。

### 8.1 許容濃度

#### ばく露限界

確認済み曝露限界値はない。

#### 生物学的暴露指数

No exposure indices known.

#### 推奨される測定方法

: 例えば次のような、監視規格を参照しなければならない: 欧州規格EN 689(職場環境空気—限界値との比較を行うための化学薬品に対する吸入暴露の評価および測定方式に関する指針) 欧州規格EN 14042(職場環境空気—化学薬品および生物学的薬品に対する暴露評価手順の適用と使用の手引き) 欧州規格EN 482(職場環境空気—化学薬品測定手順を実施するための一般的要求事項) 危険有害性物質の定量法に関する国の指針文書を参照することも必要になる。

#### DNEL/DMEL

製品 / 成分の名称	種類	ばく露時間	値	母集団	影響
nickel powder	DNEL	長期 吸入した場合	60 ng/m <sup>3</sup>	一般集団	局所 全身 全身
	DNEL	長期 吸入した場合	60 ng/m <sup>3</sup>	一般集団	
	DNEL	長期 経口	0.011 mg/ kg bw/日	一般集団	
	DNEL	長期 経皮	0.035 mg/ cm <sup>2</sup>	一般集団	局所
	DNEL	長期 経皮	0.035 mg/ cm <sup>2</sup>	労働者	局所
	DNEL	長期 吸入した場合	0.05 mg/m <sup>3</sup>	労働者	局所 全身 全身
	DNEL	長期 吸入した場合	0.05 mg/m <sup>3</sup>	労働者	
	DNEL	短期 経口	0.37 mg/kg bw/日	一般集団	
	DNEL	短期 吸入した場合	0.8 mg/m <sup>3</sup>	一般集団	局所 局所
	DNEL	短期 吸入した場合	11.9 mg/m <sup>3</sup>	労働者	

#### PNEC

製品 / 成分の名称	環境コンパートメントの詳細	値	推定方法の詳細
nickel powder	真水	7.1 µg/l	-
	沈殿物	109 mg/kg	-
	海水	8.6 µg/l	-
	海水沈殿物	109 mg/kg	-
	土壌	29.9 mg/kg	-

### 8.2 暴露の管理

#### 設備対策

: ユーザーの作業により粉塵、ヒューム、ガス、蒸気またはミストが発生する場合は、作業行程の囲い込み、局所的排気通風装置あるいはその他の技術的制御により、作業者の空中に浮遊している汚染物質への暴露を全ての推奨値あるいは法定限度以下に保つこと。

#### 保護具

##### 衛生対策

: 化学製品の取り扱い後は、食事、喫煙、およびトイレの使用前、さらに作業時間の最後に、両手、両腕の肘から手首までの部分、また顔を十分に洗う。汚染された可能性のある衣類を取り除く際には、適切な技術を用いる。汚染された作業衣は作業場から出さないこと。汚染された衣類は、再着用の前に洗濯する。作業場所の近くに洗眼スタンドと安全シャワーが設置されていることを確認する。

##### 保護眼鏡/保護面

: リスク評価によって必要とされるときは、液体の飛まつ、ミスト、ガスあるいは塵埃への暴露をさけるため、承認された基準に合格した安全眼鏡を着用する。接触の可能性がある場合、評価によってより高次の保護が指摘されている場合を除いて次の保護具を着用しなければならない: 側方シールド付の保護眼鏡。

#### 皮膚及び身体の保護具

##### 手の保護具

: リスク評価によって必要とされるときは、化学製品の取り扱いの際、承認された基準に合格した耐化学品性で不透性の手袋を常に着用する。手袋製造業者により特定されたパラメータを考慮して、手袋の使用中に手袋がまだ保護性を維持しているかを確認すること。あらゆる手袋の材料は製造業者が異なれば透過時間も異なる可能性があることに注意する必要がある。いくつかの物質から成る混合物の場合には、手袋の保護時間を正確に推定することはできない。

##### 身体保護具

: 作業者の身体保護衣は、行う作業の内容および関連するリスクに基づいて選択しなければならない。さらにこの製品を取り扱う前に専門家の承認を受けなければならない。

##### その他の皮膚保護具

: この製品を取り扱う前に、行う作業とそれに付随するリスクに基づき適切な履物および何らかの追加的な皮膚保護具を選択し、専門家の認可を受けなければならない。

## 項目8: ばく露防止及び保護措置

- 呼吸用保護具** : 危険性とばく露の可能性に基づき、適切な基準または認証を満たすマスクを選択すること。マスクは、呼吸保護プログラムに従って使用し、適切な付け心地、トレーニング、および使用上のその他の側面を確実にすること。
- 環境暴露管理** : 換気装置及び作業工程装置からの排出物を検査し、環境保護の法律規制の要件に適合していることを確認しなければならない。場合によっては排出物を許容レベル以下に下げするために煙霧清浄機やフィルター、あるいは工程装置の技術的改良が必要になることもある。

## 項目9: 物理的及び化学的性質

特に明記されていない限り、性質の測定条件はすべて、標準の温度と圧力である。

## 9.1 基本的な物理学および化学的特性に関する情報

## 外観

- 物理状態** : 固体
- 色** : 情報なし。
- 臭い** : 情報なし。
- 臭いのしきい値** : 情報なし。
- 融点/凝固点** : 1453°C
- 初留点及び沸騰範囲** : 2730°C (4946°F)

- 可燃性** : 情報なし。
- 爆発の下限と上限** : 該当しない

- 引火点** : 該当しない
- 自然発火点** : 該当しない
- 分解温度** : 情報なし。
- pH** : 情報なし。
- 粘度** : 該当しない
- 水への溶解度** : 情報なし。
- n-オクタノール/水分配係数** : 情報なし。

- 蒸気圧** : 情報なし。
- 相対密度** : 8.9
- 蒸気密度** : 該当しない
- 爆発性** : 情報なし。
- 酸化的性質** : 情報なし。
- 粒子特性**
- 中央粒径値** : 情報なし。
- 粒度分布** :

分布 (dN)	サイズ
90	3.5 µm

- 追加情報** : 2.0 – 3.5 µm

## 項目10: 安定性及び反応性

- 10.1 反応性** : この製品またはその成分に関しては、反応性に関する利用可能な具体的試験データはない。
- 10.2 化学的安定性** : 製品は安定である。
- 10.3 危険有害反応可能性** : 通常の貯蔵および使用条件下では、有害な反応は起こらない。
- 10.4 避けるべき条件** : 特にデータは無い。

## 項目10: 安定性及び反応性

10.5 混触危険物質 : 特にデータは無い。

10.6 危険有害な分解生成物 : 通常の保管及び使用条件下では、危険な分解生成物は生成されない。

## 項目11: 有害性情報

## 11.1 規制(EC)No1272/2008で定義されている危険性クラスに関する情報

## 急性毒性

結論/要約 : 情報なし。

## 急性毒性の推定

N/A

## 刺激性/腐食性

結論/要約 : 情報なし。

## 感受性

製品 / 成分の名称	暴露経路	種類	結果
nickel powder	皮膚	哺乳動物-種の明記なし	感受性

## 結論/要約

皮膚 : アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

## 変異原性

結論/要約 : 情報なし。

## 発がん性

製品 / 成分の名称	結果	種類	投与量	ばく露時間
ニッケル 粉末。				

## 結論/要約

: 発がんのおそれの疑い

## 生殖毒性

結論/要約 : 情報なし。

## 催奇形性

結論/要約 : 情報なし。

## 特定標的臓器毒性、単回ばく露

情報なし。

## 特定標的臓器毒性、反復ばく露

製品 / 成分の名称	カテゴリー	暴露経路	標的器官
nickel powder	区分1	-	-

## 誤えん有害性

情報なし。

可能性のある暴露経路についての情報 : 情報なし。

## 予想される急性健康影響

眼に入った場合 : 重大な作用や危険有害性は知られていない。

吸入した場合 : 重大な作用や危険有害性は知られていない。

皮膚に付着した場合 : アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

飲み込んだ場合 : 重大な作用や危険有害性は知られていない。

## 物理的・化学的および毒物学的な特性に関連する症状

眼に入った場合 : 特にデータは無い。

ニッケル粉末200シリーズ

**項目11: 有害性情報**

- 吸入した場合 : 特にデータは無い。
- 皮膚に付着した場合 : 有害症状には以下の症状が含まれる:  
刺激  
充血
- 飲み込んだ場合 : 特にデータは無い。

遅発性および即時性の影響ならびに短期および長期の暴露による慢性的な影響

短期的にばく露した場合の徴候症状

- 潜在的な即時性作用 : 情報なし。
- 予想される遅発性影響 : 情報なし。

長期暴露

- 潜在的な即時性作用 : 情報なし。
- 予想される遅発性影響 : 情報なし。

健康への慢性効果の可能性

情報なし。

**結論/要約** : 情報なし。

**概要** : 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害、一度感作されると、それ以後非常に低濃度に暴露しても重度のアレルギー反応を起こすことがある。

**発がん性** : 発がんのおそれの疑い がんのリスクは、暴露の期間およびレベルによって異なる。

**変異原性** : 重大な作用や危険有害性は知られていない。

**生殖毒性** : 重大な作用や危険有害性は知られていない。

11.2 その他の危険性に関する情報

11.2.1 内分泌かく乱性

情報なし。

11.2.2 その他の情報

情報なし。

**項目12: 環境影響情報**

12.1 毒性

製品 / 成分の名称	結果	種類	ばく露時間
nickel powder	急性 EC50 2 ppm 海水	藻類 - <i>Macrocystis pyrifera</i> - 幼体	4 日
	急性 EC50 450 µg/l 真水	水生植物 - <i>Lemna minor</i>	4 日
	急性 EC50 1000 µg/l 海水	ミジンコ類 - <i>Daphnia magna</i>	48 時間
	急性 IC50 0.31 mg/l 海水	甲殻類 - <i>Americamysis bahia</i> - 幼若体(ひな鳥、孵化したての幼魚、離乳子畜)	48 時間
	急性 LC50 47.5 ng/L 真水	魚類 - <i>Heteropneustes fossilis</i>	96 時間
	慢性 NOEC 100 mg/l 海水	藻類 - <i>Glenodinium halli</i>	72 時間
	慢性 NOEC 3.5 µg/l 真水	魚類 - <i>Cyprinus carpio</i>	4 週

**結論/要約** : 長期継続的影響によって水生生物に有害

12.2 残留性・分解性

**結論/要約** : 情報なし。

12.3 生体蓄積性

情報なし。

12.4 土壌中の移動性

土壌/水分配係数(K<sub>oc</sub>) : 情報なし。

移動性 : 情報なし。

ニッケル粉末200シリーズ

## 項目12: 環境影響情報

## 12.5 PBTおよびvPvB評価の結果

製品 / 成分の名称	PBT	海洋汚染物質	B	T	vPvB	vP	vB
nickel powder	非該当 (無機物)	N/A	N/A	N/A	非該当 (無機物)	N/A	N/A

## 12.6 内分泌かく乱性

情報なし。

## 12.7 他の有害影響

重大な作用や危険有害性は知られていない。

## 項目13: 廃棄上の注意

このセクションの情報には包括的な助言および指標が含まれる。暴露シナリオで提示されている、任意の利用可能な用途別情報に関しては、セクション1の特定ユーザのリストを参照しなければならない。

## 13.1 廃棄物処理方法

## 製品

## 廃棄方法

: 廃棄物の発生は避けるか、あるいは可能な限り少なくする必要がある。この製品、製品の溶液およびあらゆる副生成物の処分は、常に環境保護および廃棄物処理に関する法律の定める要求事項、および現地法の定める要求事項に従わなければならない。余剰またはリサイクルできない製品は許可を受けた廃棄物処理業者に依頼して処理する。管轄当局の要件に完全に準拠しない限り、廃棄物を無処理で下水道に流してはならない。

## 危険有害廃棄物

: 本製品の分類は、有害廃棄物の基準を満たすと考えられる。

## 梱包

## 廃棄方法

: 廃棄物の発生は避けるか、あるいは可能な限り少なくする必要がある。不要な包装材料は再利用しなければならない。焼却または埋め立ては、再利用が不可能な場合にのみ検討すべきである。

## 特別な予防措置

: この材料およびその容器は安全な方法で廃棄しなければならない。清掃または洗浄されていない空容器を取り扱う際には注意しなければならない。空の容器や中袋に製品が残留している可能性がある。漏出した物質や流去水の拡散、および土壌、水路、排水溝下水道との接触を回避する。

## 項目14: 輸送上の注意

	ADR/RID	ADN	IMDG	IATA
14.1 国連番号またはID番号	規定なし。	規定なし。	規定なし。	規定なし。
14.2 品名	-	-	-	-
14.3 国連分類 クラス	-	-	-	-
14.4 容器等級	-	-	-	-
14.5 環境有害性	該当せず。	該当せず。	該当せず。	該当せず。

## 14.6 使用者のための特別な予防措置

: 使用者の施設内での輸送: 直立型の安定した容器に入れて輸送する。本製品の輸送者が事故や漏出の際の対処法を理解していることを確認する。

## 14.7 IMO規則に沿った大量の海上輸送

: 情報なし。

## 項目 15: 適用法令

### 15.1 物質または混合物ごとに個別に関連する、安全、健康および環境に関する規則/法律

#### EU規則(EC)No. 1907/2006(REACH)

##### 付属書類XIV—認可対象物質のリスト

##### 付属書類XIV

非該当

##### 非常に懸念の高い物質

非該当

付属書XVII—特定危険物の製造、販売および使用に対する制限 : 該当しない

#### その他のEU規定

Industrial emissions (integrated pollution prevention and control) – Air : 該当

Industrial emissions (integrated pollution prevention and control) – Water : 該当

#### Ozone depleting substances (1005/2009/EU)

非該当。

#### Prior Informed Consent (PIC) (649/2012/EU)

非該当。

#### 残留性有機汚染物質

非該当。

#### セベソ指令

この製品はセベソ指令で管理されている。

#### 危険性基準

##### カテゴリー

E1

#### 国内規制

#### 国際規制

#### 化学兵器禁止条約リストスケジュールI、II、IIIの化学物質

非該当。

#### モントリオール議定書

非該当。

#### 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約

非該当。

#### 事前通報承認制度(PIC)に関するロッテルダム条約

非該当。

#### POPおよび重金属に関するUNECEオルフス(Aarhus) 議定書

非該当。

#### インベントリーリスト

- オーストラリア : 当物質は記載されているかあるいは免除されている。
- カナダ : 当物質は記載されているかあるいは免除されている。
- 中国 : 当物質は記載されているかあるいは免除されている。
- ユーラシア経済連合 : ロシア連邦の在庫: 当物質は記載されているかあるいは免除されている。
- 日本 : 日本インベントリー(化審法既存及び新規公示化学物質): 未確定。  
日本インベントリー((ISHL): 未確定。

ニッケル粉末200シリーズ

**項目15: 適用法令**

- ニュージーランド : 当物質は記載されているかあるいは免除されている。
- フィリピン : 当物質は記載されているかあるいは免除されている。
- 大韓民国 : 当物質は記載されているかあるいは免除されている。
- 台湾 : 当物質は記載されているかあるいは免除されている。
- タイ : 当物質は記載されているかあるいは免除されている。
- トルコ : 当物質は記載されているかあるいは免除されている。
- 米国 : この材料はアクティブか、または免除されます。
- ベトナム : 当物質は記載されているかあるいは免除されている。

15.2 化学物質安全性評価 : 情報なし。

**項目16: その他の情報**

前バージョンから変更された情報を指摘する。

- 省略形および頭字語** :
- ATE = 急性毒性推定値
  - CLP = 分類、表示、包装に関する規則 [規則 (EC) No. 1272/2008]
  - DMEL = 導出最小影響レベル
  - DNEL = 導出無影響レベル
  - EUH statement = CLPに規定されている危険有害性情報
  - N/A = データなし
  - PBT = 難分解性、生体蓄積性、毒性
  - PNEC = 予測無影響濃度
  - RRN = REACH登録番号
  - SGG = 隔離グループ
  - vPvB = 高残留性・高生体蓄積性

**規則 (EC) No.1272/2008[CLP/GH]に従い分類を誘導するのに使用される手順**

分類	由来
Skin Sens. 1, H317 Carc. 2, H351 STOT RE 1, H372 Aquatic Chronic 3, H412	専門家の判断 専門家の判断 専門家の判断 専門家の判断

**省略されたHステートメントの全文**

H317	アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
H351	発がんのおそれの疑い
H372	長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害
H412	長期継続的影響によって水生生物に有害

**分類[CLP/GHS]の全文**

Aquatic Chronic 3	水生環境有害性 長期(慢性) - 区分3
Carc. 2	発がん性 - 区分2
Skin Sens. 1	皮膚感作性 - 区分1
STOT RE 1	特定標的臓器毒性(反復ばく露) - 区分1

- 印刷日 : 3/20/2023
- 発行日/改訂版の日付 : 2023年3月20日
- 前作成日 : 2023年3月20日
- バージョン : 3.09

**注意事項**

我々の知る限りにおいて、ここに記載した情報は正確です。しかしながら、上記の供給業者あるいはその子会社のいずれも、ここに記載した情報の正確さあるいは完全性に関していかなる責任も負うものではありません。製品の適合性については、ご使用各位の責任において決定してください。全ての物質は未知の危険有害性を含んでいる可能性があるため、取り扱いには細心の注意が必要です。ここには特定の危険有害性が記載されていますが、これらが存在する唯一の危険有害性であることが保証されているものではありません。